

県政から寒川町につなぐ

神奈川県議会議員 山本 哲

9月8日から10月14日まで行われた、第3回定例会で上期産業労働常任委員会で質疑を行いました。質疑項目については以下の項目になります。

産業労働局関係から ①再生可能エネルギー等導入推進基金について ②教育旅行誘致による観光振興について ③商店街観光ツアーリングの今後の展開について

④通訳案内士制度の規制緩和について ⑤ちよこつと田舎・神奈川ライフ支援センターについて ⑥中小企業の事業承継について ⑦ソーラーシェアリングの推進について ⑧若年者による起業の促進について

そのうちソーラーシェアリングの推進について詳しくお伝えします

ソーラーシェアリングとは、農地に支柱などを立て、その上部に太陽光発電設備を設置することで、農地の上部空間を有効活用して営農を続けながら太陽光発電を行うものです。農家としても発電収入を得ることで、農業経営をサポートするメリットが期待でき、近年増加する耕作放棄地の有効活用という観点でのメリットに期待されるものです。

ソーラーシェアリングを行うには、農地に支柱を立てる部分について、農地の時転用許可を受ける必要があります。これは、太陽光発電設備の設置後も営農が適切に継続されていることが条件になります。その農地の農作物の収穫量、品質、売上げなどについて毎年報告することが求められます。この時、発電施設の下で影になる部分の農地収入が同じ地域の平均的な収入と比較して概ね2割以上減少してしまうような場合は、営農の適切な継続が確保されています。



一般社団法人 全国営農型発電協会より提供

（これまでの地域活動）

- ・寒川町PTA連絡協議会会長
- ・町立寒川小学校PTA会長
- ・寒川町商工会理事
- ・一般社団法人寒川町観光協会理事
- ・社団法人茅ヶ崎青年会議所第36代理事長
- ・茅ヶ崎警察署協議会会長

山本 哲事務所

寒川町岡田279-2F ☎0467-84-7551
<http://tetsu-yamamoto.com>

ソーラーシェアリングを行なうには、農地に支柱を立てる部分について、農地の時転用許可を受ける必要があります。これは、太陽光発電設備の設置後も営農が適切に継続されていることがあります。これは、太陽光発電設備の設置後も営農が適切に継続されていることがあります。それは、太陽光

ソーラーシェアリングを行なうには、農地に支柱を立てる部分について、農地の時転用許可を受ける必要があります。これは、太陽光発電設備の設置後も営農が適切に継続されていることがあります。それは、太陽光

ソーラーシェアリングを行なうには、農地に支柱を立てる部分について、農地の時転用許可を受ける必要があります。これは、太陽光発電設備の設置後も営農が適切に継続されていることがあります。それは、太陽光

ソーラーシェアリングを行なうには、農地に支柱を立てる部分について、農地の時転用許可を受ける必要があります。これは、太陽光

ソーラーシェアリングを行なうには、農地に支柱を立てる部分について、農地の時転用許可を受ける必要があります。これは、太陽光